

秋田市自然環境配慮ガイドライン（案）

（目的）

第1条 このガイドラインは、自然環境に影響を与える事業を行おうとする者が当該事業の計画を定め、および当該事業を実施するに当たり、自然環境の保全等に関し配慮に努めるべき事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 このガイドラインの対象とする事業は、秋田市自然環境保全条例第18条に規定する開発行為その他の自然環境に影響を与える事業（以下「事業」という。）とする。ただし、災害復旧等緊急を要する事業等は、できるだけ自然環境に配慮することとするが、このガイドラインの適用対象外とする。

（基本方針）

第3条 秋田市域内（以下「市域内」という。）で事業を行おうとする者は、次の基本方針に基づき、自然環境に配慮するよう努めるものとする。

- (1) 市域内の自然生態系を保全するため、特定外来種対策等を実施すること。
- (2) 事業に伴う自然への影響の回避、最小化、修復、回復等の適切な措置を講じ、自然への付加を軽減すること。
- (3) 人と自然との触れ合いの場が確保できるようにすること。
- (4) 事業に携わる者全てが、このガイドラインに規定する事項を把握し、事業を実施すること。

2 前項に定めるもののほか、このガイドラインに定めのない事項については、法令等に基づき、自然環境への配慮を実施するものとする。

（配慮すべき自然環境の要素）

第4条 事業を実施するに当たり、生物多様性の視点から配慮しなければならない場合においては、動物、植物および生態系について、特に配慮

するものとする。

- 2 事業を実施するに当たり、人と自然との触れ合いの視点から配慮しなければならない場合においては、自然景観および触れ合いの場としての適性について、特に配慮するものとする。

(自然環境への配慮の進め方)

第5条 事業を行おうとする者は、事業の実施に当たって、実施計画、設計および施工の各段階で自然環境への配慮に関する点検を行い、事業を行うよう努めるものとする。

(実施計画等における配慮事項)

第6条 実施計画および実施設計においては、第3条に定める基本方針(以下「基本方針」という。)に基づき、次に掲げる事項について配慮するよう努めるものとする。

(1) 環境調査の実施 当該事業区域内の自然環境の現状を把握し、事業の実施による自然環境への影響を調査すること。

(2) 実施計画および実施設計の基本的な考え方

ア 実施計画および実施設計に当たっては、当該事業の自然環境に与える影響を考慮した上で、総合的に判断する。周辺の自然環境に即したのものとするために、構造物等の位置、規模および内容を検討すること。

イ 自然環境の保全を尊重することを基本とするが、野生生物に対する影響が避けられない場合には、代替の生息環境の回復を図る等、生態系の保全に積極的に努めること。

(3) 道路の構造物等に関する配慮 道路の構造物等および工作物は、自然環境に与える影響が大きいことから、自然環境に可能な限り配慮した構造および材料になるよう、十分に検討を行うこと。

(4) 特定外来種の拡大防止 特定外来種の拡大を防止するため、使用材料の選定に当たっては、特定外来種に対する十分な予防措置を行うこと。

(施工段階における配慮事項)

第7条 施工計画の策定に当たっては、基本方針に基づき、自然環境に配慮するものとする。工事発注および工期設定に当たる場合においても、同様とする。

2 施工に当たっては、実施計画・設計段階における自然環境に対する配慮事項を考慮し、必要以上に事業区域内の地形の改変を行わないものとする。

3 事業に伴い騒音、振動又は濁水が発生する場合は、自然環境に及ぼす影響に十分配慮するよう努めるものとする。

(参照すべき資料)

第8条 自然環境への配慮に当たって参照すべき資料は、別表のとおりとする。

(委任)

第9条 このガイドラインに定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

このガイドラインは、平成29年4月1日から施行する。

別表 参照すべき資料（第8条関係）

内容		資料の名称	担当関係課
生物多様性	動物、植物、生態系	秋田市ホタルマップ	市環境総務課
		わたしたちの草生津川	
		秋田市野鳥マップ	
		秋田市の生き物	
		秋田市の生き物【河辺・雄和地区】	
		秋田県の絶滅のおそれのある野生生物	県自然保護課
		自然環境保全基礎調査	環境省
人と自然との触れ合い	自然景観	自然環境保全基礎調査	環境省
	触れ合いの場	秋田市ホタルマップ	市環境総務課
		わたしたちの草生津川	
		秋田市野鳥マップ	